

大和市母子自立支援員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第66号

大和市母子自立支援員設置規則の一部を改正する規則

大和市母子自立支援員設置規則（平成23年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市母子・父子自立支援員設置規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「基づく大和市母子自立支援員」を「基づき大和市母子・父子自立支援員（以下「支援員」という。）」に改める。

第2条中「大和市母子自立支援員（以下「支援員」という。）」を「支援員」に改める。

第7条第1号中「法第8条第2項第1号に規定する配偶者のない女子」を「法第6条第6項に規定する配偶者のない者」に改め、同条第3号中「母子福祉資金」の次に「、法第31条の6に規定する父子福祉資金」を加え、同条第5号中「母子福祉推進運動」を「寡婦等の福祉の増進に係る事業」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。